

平成16年6月22日

「徳山ダムの事業実施計画変更について」

(徳山ダムに関する三県一市副知事・助役会議確認事項)

平成16年6月22日の「徳山ダム事業に係る三県一市副知事・助役会議」において、国土交通省中部地方整備局、水資源機構中部支社、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が協議した結果、早急に徳山ダム事業実施計画の変更手続きを進めるとともに、今後とも一致協力して事業の推進に努めることで合意した。

また三県一市は、その前提条件として下記事項を実現することを国土交通省中部地方整備局及び水資源機構中部支社に要請し、両者はこれを基本的に了承した。

記

- (1)平成19年度徳山ダム建設事業完成を厳守すること。
 - (2)「徳山ダム事業費管理検討会」及び「徳山ダム建設事業コスト縮減委員会」において、さらなる事業費の縮減に向けて努力すること。
- なお、下記の事項についても「徳山ダム事業費管理検討会」において、引き続き検討を進めること。

集団移転地文殊地区について

山林公有地化について

- (3)利水者負担金の償還については、各利水者の意向を踏まえ、柔軟な対応を図ること。
- (4)徳山ダムで開発した水の効率的な利用方策については、三県一市と密接に連携を図りながら導水路の早期の具体化に向けて検討を進めること。
- (5)発電事業計画変更について、早急に地元の理解が得られるよう、発電事業者に働きかけること。
- (6)今後とも、事業実施に当たって情報を積極的に開示し、透明性を高めるよう努めること。